

平成29年度臨時会第5回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成30年3月16日(金) 午前10時00分～11時10分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 松沢 幸一
委員 小島 貴子

【事務局】 事務局長ほか5名

4 議事

会議冒頭で、議案第3号から第7号までについては、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

職員の任用に関する規則の一部改正について決定した。

【決定内容】

1(1)「別表第五 選考の対象となる職(二)」に、児童福祉司及び自動車整備士の職を加える。

(2)人事委員会が任命権者に委任する採用に係る選考の実施について、臨床心理、通訳、犯罪鑑識、音楽隊員、交通技術、建築及び自動車整備士の職(建築の職にあつては、警察本部に置かれるものに限る。)を加える。

2 施行予定日 平成30年4月1日

議案第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について」

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について決定した。

【決定内容】

1(1)派遣の対象とならない職員の特例に、医師として採用された職員であつて、当該採用前に2年以上の医業に従事した経歴を有するものを加える。

(2)派遣先団体に、社会福祉法人桜楓会を加える。

(3)その他規定整備

2 施行予定日 平成30年4月1日

議案第3号「平成26年(不)第1号事案について」

裁決書の内容について決定した。

議案第4号「平成27年(不)第2号事案について」

裁決書の内容について決定した。

議案第5号「平成29年(不)第1号事案について」

処分者から準備書面(2)等が提出されたので報告するとともに、請求人に対して処分者の主張に対する認否及び具体的な主張を記載した書面の認否等を求め、併せて、審理終了予定日を定め通知することについて決定した。

議案第6号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

議案第7号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。